

(意見書案第9号)

「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や
子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針（平成18年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これにより、道内では、現在までに19校が募集停止または募集停止予定、17校が再編・統合によって削減または削減予定とされている。

平成23年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校である熊石高校を、地元からの入学者が20名に満たないことを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき北海道の責任を地元に移すものであり、地域キャンパス校や小規模校を抱える地域に不信と不安をもたらしており、今年から「地域キャンパス校」となった阿寒高校、「学級減」が予定されている釧路商業高校も今後の動向が危惧される場所である。また、この「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高い進学率にある北海道の高校の44%がなくなることになり、これはそのまま、「地方の切り捨て」「地域の衰退」につながるものである。

このため、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学校卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行い、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもたちに豊かな後期中等教育を保障していくべきであり、そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」や「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

よって、北海道においては、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 北海道教育委員会が平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高等学校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、北海道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定を行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 障がいの有無にかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

釧路市議会

北海道知事 } 宛
北海道教育委員会委員長